

2025年12月24日

お客さま各位

島根中央信用金庫

令和7年度 小型するめいか漁業者及びサルボウガイ養殖漁業者緊急支援資金 の取扱開始について

島根中央信用金庫（理事長 福間均）は、島根県からの要請に応じ、本日より標記資金の取扱を開始することと致しましたので、お知らせします。

標記につきましては、TAC（漁獲可能量）制度に基づき、水産庁がするめいかの採捕停止命令を発出したことにより、休漁を余儀なくされている小型するめいか釣り漁業者並びに国の定める規制値を超える下痢性貝毒の検出により、12月10日以降出荷を自主規制している中海のサルボウガイ養殖業者の資金繰りを支援するため、島根県が今般創設した資金です。

当金庫は、上記事由により資金繰りに喘ぐ県内漁業者を地域金融機関として、強力に支援するため、本資金の取扱を決定致しました。

島根中央信用金庫は、県内漁業者の方だけでなく、営業エリアの中小企業者の方の資金繰りを、引き続きご支援してまいります。

記

1. 制度名
令和7年度小型するめいか漁業者及びサルボウガイ養殖漁業者緊急支援資金
2. 融資対象者
 - ① するめいかの採捕停止命令を受けた漁業者
 - ② 貝毒発生により養殖サルボウガイの出荷を自粛した養殖漁業者
3. 貸付限度額
 - ① 簿記記帳を行っている場合
年間経営費（経費）の5/12 又は粗収益（水揚粗利益）の5/12
 - ② ①以外の場合 500万円
4. 融資利率
年0.30%（県の利子補給による全期間無利子）
5. 信用保証
全国漁業信用基金協会
6. 取扱期間
2025年12月23日～2026年3月31日申込分まで

以上



本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
業務部 審査課
TEL (0853) 20-1006

※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

